

財務省第13入札等監視委員会 令和6年度第4回定例会議審議概要

開催日及び場所	令和7年6月10日(火) 熊本地方合同庁舎B棟7階第一会議室	
委員	塚本 晃大 (塚本晃大法律事務所 弁護士)	
	朝田 とも子 (熊本大学 法学部 准教授)	
	山西 佑季 (熊本県立大学 総合管理学部 准教授)	
審議対象期間	令和7年1月1日～令和7年3月31日	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	0件	—
随意契約(公共工事)	1件	契約件名 : 鹿児島税務署 トイレ改修工事 契約相手方 : 有限会社 フクソウ 法人番号 : 5340002008168 契約金額 : 15,950,000円(税込) 契約締結日 : 令和7年3月10日 担当部局 : 熊本国税局
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名 : 鹿児島市所在国有地測量業務 契約相手方 : 有限会社中村設計・補償コンサルタント事務所 法人番号 : 6340002022647 契約金額 : 418,000円(税込) 契約締結日 : 令和7年1月7日 担当部局 : 九州財務局
		契約件名 : デジタル会議システムの購入 契約相手方 : 株式会社社会議録研究所 法人番号 : 6011101004370 契約金額 : 1,940,235円(税込) 契約締結日 : 令和7年1月20日 担当部局 : 沖縄国税事務所
随意契約(物品役務等)	1件	契約件名 : 令和6年度電気料(壺川ビル本関庁舎で使用するもの) 契約相手方 : 株式会社壺川ビル管理 法人番号 : 4360001001429 契約金額 : — 契約締結日 : — 担当部局 : 沖縄地区税関
うち応札(応募)業者数 1者関連	1件	契約件名 : デジタル会議システムの購入 契約相手方 : 株式会社社会議録研究所 法人番号 : 6011101004370 契約金額 : 1,940,235円(税込) 契約締結日 : 令和7年1月20日 担当部局 : 沖縄国税事務所
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	以下のとおり	
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

意見 ・ 質問	回 答
<p>【事案1】</p> <p>契約件名 : 鹿児島市所在国有地測量業務 契約相手方 : 有限会社中村設計・補償コンサルタント事務所 法人番号 : 6340002022647 契約金額 : 418,000円(税込) 契約締結日 : 令和7年1月7日 担当部局 : 九州財務局</p> <p>落札率が低い(33.1%)理由を説明願いたい。</p> <p>予定価格の算定において、境界標の有無が価格に影響を与えるのか。</p> <p>落札者以外の応札者に係る入札参加資格の等級如何。</p> <p>本件契約が適正に履行されたと判断した根拠について説明願いたい。</p>	<p>契約相手方に対する事情聴取の結果を踏まえると、本件入札の結果については受注者の経営姿勢が反映されたものであると認識している。</p> <p>対象財産の面積を算出するためには、境界標の有無にかかわらず境界点の復元が必須であることから、境界標の有無によって価格に影響を与えることはない。</p> <p>本件入札に対する応札者は2者であり、落札者以外の応札者に係る入札参加資格は「C」等級である。</p> <p>本件契約の履行を証する資料として、地積測量図と境界同意書の提出が必須であり、提出された地積測量図上の境界間の距離や境界数が現地と一致しているかなど当局職員が現地に赴いて確認している。 また、境界同意書についても記載事項に不備がないかなど提出された資料をもとに適正に履行されているか検証を行っている。</p>
<p>【事案2】</p> <p>契約件名 : 鹿児島税務署 トイレ改修工事 契約相手方 : 有限会社 フクソウ 法人番号 : 5340002008168 契約金額 : 15,950,000円(税込) 契約締結日 : 令和7年3月10日 担当部局 : 熊本国税局</p> <p>辞退及び不参加の率が高い感じがするが、辞退等の理由は何か。</p> <p>予定価格の妥当性について説明願いたい。</p> <p>予定価格に材料費の価格上昇は反映されているのか。</p>	<p>辞退等の理由を確認することまではしていないので、不明である。</p> <p>予定価格については、昨年度に別の税務署でトイレ改修工事の入札を行い、低入札になったことを踏まえ、前回の落札率等を十分に検討して設定しており、妥当な金額であると考えている。</p> <p>反映されている。ただ、便器の価格は大幅には上昇はしていないと考えている。</p>
<p>【事案3】</p> <p>契約件名 : 令和6年度電気料 (壺川ビル本関庁舎で使用するもの) 契約相手方 : 株式会社壺川ビル管理 法人番号 : 4360001001429 契約金額 : - 契約締結日 : - 担当部局 : 沖縄地区税関</p> <p>契約の具体的な内容について説明願う。</p> <p>価格の妥当性について説明願う。</p> <p>オフィスの賃貸借契約時に電気代を電力会社ではなく管理会社に支払うことは一般的なのか。また、賃借料のほか、別途共益費を支払っているが、共用部の電気代を共益費とは別で請求することは一般的か。</p> <p>オフィスの賃貸借契約書及び、電力及び上下水道使用に関する覚書はどちらが作成したのか。</p>	<p>沖縄地区税関本関総務部は平成29年1月から民間のテナントビルに入居している。今回の案件は当テナントビルの管理会社に令和6年度中に支払った電気代となる。当テナントの賃貸借契約を締結した際に「電力及び上下水道使用に関する覚書」を交わしており、その覚書に基づいて電気料金の算定方法及び管理会社へ電気料金を支払う等の取り決めがされている。</p> <p>当テナントビルは電力会社と高圧電力契約を結んでいる。電気料金の算定については、テナントごとの個別メーターによる電気料金に加え、共用部で発生する電気代をテナントの面積比により案分し、合算の上請求する。令和5年度及び令和6年度の各月における、管理会社から請求された電気料の1キロワットアワー当たりの単価と、インターネット上に掲載されている沖縄県内における高圧電力契約の電気単価平均額を比較したところ、殆どの月において壺川ビルにおける電気代単価が県内平均額を下回っており、管理会社から過度の電気料金を請求されていないことを確認した。よって価格は妥当であると考えます。</p> <p>一般的なオフィス賃貸借契約の電気代の支払方法については未確認であるが、テナントに入る以上は通常は貸主が望む支払い方法で契約することは一般的であると思われる。もし管理会社を通さず電力会社との電気契約をする場合、個別に電気を供給するための工事等の追加費用や、管理会社から工事を拒否されることも考えられる。また、共用部の電気代を共益費に含めないことが一般的であるかについても未確認のため不明であるが、本件管理会社との契約においては、警備や清掃費については共益費として支払っている。</p> <p>平成28年度に締結した契約であり未確認ではあるが、契約書の記載内容から税関側の主導によるものと思慮する。また、覚書についても未確認であるが他の入居者も同様の条件で覚書を交わしていると思われることから、管理会社側にて用意したのではないかとと思慮する。</p>

意見 ・ 質問	回 答
<p>契約書の共益費において共用部の電気代に関する記載はないが、無用なトラブルを避けるため、可能であれば共益費に共用部の電気代を含む、含まない等を明文化するほうが望ましいと思われる。</p>	
<p>【事例4】</p> <p>契約件名 : デジタル会議システムの購入 契約相手方 : 株式会社社会議録研究所 法人番号 : 6011101004370 契約金額 : 1,940,235円(税込) 契約締結日 : 令和7年1月20日 担当部局 : 沖縄国税事務所</p> <p>落札率が低く、1者応札となった理由として考えられることは何か。</p> <p>予定価格は妥当なのか。</p> <p>仕様書記載のメーカー以外の機器も検討したのか。</p> <p>既存機器の使用期間及び新規に購入するに至った経緯・理由は何か。</p> <p>無線方式と有線方式で具体的にどの程度の価格差があるのか。</p>	<p>本案件は、無線方式ではなく有線方式の会議システムである。有線方式は主流ではないことから、取扱業者も少なく、結果的に1者応札となり、落札率も低くなったものと考えている。</p> <p>本案件の需要は官公庁あるいは規模の大きな企業等に限られていることから、インターネット等での価格情報の収集が難しく、限られた業者への見積依頼となった経緯がある。また、見積書の作成を依頼した業者からは、「定価を公表してないこと」及び「見積金額は、ある程度の値引きを考慮した金額であること」を聴取しており、提出された見積金額を予定価格として採用しても差し支えないと判断した。</p> <p>他のメーカーの機器も検討はしたものの、近隣の官公庁へ納入実績のあるメーカーの機器が代表的なものと考え参考機器として仕様書に記載した。</p> <p>既存機器(無線方式)は平成19年に購入し、15年以上使用していた。バッテリーの劣化が激しく、使用中に音声途切れるようになっており、ほぼ使えない状態であった。機器の生産は終了しており、バッテリーの交換もできないことから更新するに至った。</p> <p>有線方式は無線方式の半額以下になっている。</p>